

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第9号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第11条第1項前段の規定に基づく準特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1件につき <u>570,000円</u>	消防法第11条第1項前段の規定に基づく準特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1件につき <u>530,000円</u>
消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第0,000キロリットル未満	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>880,000円</u> 、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,070,000円</u> 、10,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第0,000キロリットル未満	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>830,000円</u> 、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,010,000円</u> 、10,000キロリットル以上5,000キロリットル未満

<p>55号) 第20条のときは1件につき1, 200, 000円、50, 000円に定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>	<p>のときは1件につき1, 200, 000円、50, 000円に定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>	<p>55号) 第20条のときは1件につき1, 120, 000円、50, 000円に定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>	<p>のときは1件につき1, 120, 000円、50, 000円に定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1, 000キロリットル以上5, 000キロリットル未満のときは1件につき1, 180, 000円、5, 000キロリットル以上10, 000キロリットル未満のときは1件につき1, 410, 000円、10, 000キロリットル以上50, 000キロリットル未満のときは1件につき1, 580, 000円、50, 0</p>	<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1, 000キロリットル以上5, 000キロリットル未満のときは1件につき1, 130, 000円、5, 000キロリットル以上10, 000キロリットル未満のときは1件につき1, 340, 000円、10, 000キロリットル以上50, 000キロリットル未満のときは1件につき1, 500, 000円、50, 0</p>

	<p>00キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき1,940,000円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき2,260,000円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき4,550,000円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき5,820,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき7,070,000円</p>		<p>00キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき1,830,000円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき2,140,000円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき4,350,000円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき5,570,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき6,770,000円</p>
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が40,000キロリットル未満のときは1件につき5,930,000円、400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のときは1件につき7,470,000円、500,000キロリットル以上のときは1件につき10,900,000円</p>	<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が40,000キロリットル未満のときは1件につき5,750,000円、400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のときは1件につき7,250,000円、500,000キロリットル以上のときは1件につき10,700,000円</p>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<p>消防法第11条の2第1項の規定に基づく設置許可に伴う完成検査前検査手数料（水張検査）</p>	<省略>	<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく設置許可に伴う完成検査前検査手数料（水張検査）</p>	<省略>

消防法第11条の 2第1項の規定に 基づく設置許可に 伴う完成検査前検 査手数料（水圧検 査）	<省略>	消防法第11条第 1項前段の規定に 基づく設置許可に 伴う完成検査前検 査手数料（水圧検 査）	<省略>
消防法第11条の 2第1項の規定に 基づく特定屋外タ ンク貯蔵所の設置 許可に伴う完成検 査前検査手数料 （基礎・地盤検査 ）	危険物の貯蔵最大数量が1， 000キロリットル以上5， 000キロリットル未満のと きは1件につき420，00 0円、5，000キロリット ル以上10，000キロリッ トル未満のときは1件につき 560，000円、10，0 00キロリットル以上50， 000キロリットル未満のと きは1件につき730，00 0円、50，000キロリッ トル以上100，000キロ リットル未満のときは1件に つき960，000円、10 0，000キロリットル以上 200，000キロリットル 未満のときは1件につき1， 090，000円、200， 000キロリットル以上30 0，000キロリットル未満 のときは1件につき1，66 0，000円、300，00 0キロリットル以上400， 000キロリットル未満のと きは1件につき1，900， 000円、400，000キ ロリットル以上のときは1件 につき2，120，000円	消防法第11条第 1項前段の規定に 基づく特定屋外タ ンク貯蔵所の設置 許可に伴う完成検 査前検査手数料 （基礎・地盤検査 ）	危険物の貯蔵最大数量が1， 000キロリットル以上5， 000キロリットル未満のと きは1件につき410，00 0円、5，000キロリット ル以上10，000キロリッ トル未満のときは1件につき 540，000円、10，0 00キロリットル以上50， 000キロリットル未満のと きは1件につき700，00 0円、50，000キロリッ トル以上100，000キロ リットル未満のときは1件に つき920，000円、10 0，000キロリットル以上 200，000キロリットル 未満のときは1件につき1， 040，000円、200， 000キロリットル以上30 0，000キロリットル未満 のときは1件につき1，60 0，000円、300，00 0キロリットル以上400， 000キロリットル未満のと きは1件につき1，820， 000円、400，000キ ロリットル以上のときは1件 につき2，030，000円
消防法第11条の	危険物の貯蔵最大数量が1，0	消防法第11条第	危険物の貯蔵最大数量が1，0

<p>2第1項の規定に 基づく特定屋外タ ンク貯蔵所の設置 許可に伴う完成検 査前検査手数料 (溶接部検査)</p>	<p>00キロリットル以上5,000 0キロリットル未満のときは 1件につき530,000円、 5,000キロリットル以上1 0,000キロリットル未満の ときは1件につき680,00 0円、10,000キロリット ル以上50,000キロリット ル未満のときは1件につき1 030,000円、50,00 0キロリットル以上100,0 00キロリットル未満のとき は1件につき1,410,00 0円、100,000キロリッ トル以上200,000キロリ ットル未満のときは1件につ き1,780,000円、20 0,000キロリットル以上3 00,000キロリットル未満 のときは1件につき3,430 ,000円、300,000キ ロリットル以上400,000 キロリットル未満のときは1 件につき4,190,000 円、400,000キロリッ トル以上のときは1件につき4, 800,000円</p>	<p>1項前段の規定に 基づく特定屋外タ ンク貯蔵所の設置 許可に伴う完成検 査前検査手数料 (溶接部検査)</p>	<p>00キロリットル以上5,000 0キロリットル未満のときは 1件につき490,000円、 5,000キロリットル以上1 0,000キロリットル未満の ときは1件につき630,00 0円、10,000キロリット ル以上50,000キロリット ル未満のときは1件につき9 90,000円、50,000 キロリットル以上100,00 0キロリットル未満のときは 1件につき1,310,000 円、100,000キロリッ トル以上200,000キロリッ トル未満のときは1件につ き1,720,000円、200, 000キロリットル以上30 0,000キロリットル未満の ときは1件につき3,320, 000円、300,000キロ リットル以上400,000キ ロリットル未満のときは1件 につき4,060,000円、 400,000キロリットル以 上のときは1件につき4,65 0,000円</p>
<p>消防法第11条の 2第1項の規定に 基づく特定屋外タ ンク貯蔵所の設置 許可に伴う完成検 査前検査手数料 (岩盤タンク検査)</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が40 0,000キロリットル未満 のときは1件につき9,32 0,000円、400,00 0キロリットル以上500, 000キロリットル未満のと きは1件につき12,600 ,000円、500,000 キロリットル以上のときは1</p>	<p>消防法第11条第 1項前段の規定に 基づく特定屋外タ ンク貯蔵所の設置 許可に伴う完成検 査前検査手数料 (岩盤タンク検査)</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が40 0,000キロリットル未満 のときは1件につき9,10 0,000円、400,00 0キロリットル以上500, 000キロリットル未満のと きは1件につき12,400 ,000円、500,000 キロリットル以上のときは1</p>

	件につき 17,300,000円		件につき 17,000,000円
消防法第11条の2第1項の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（水張検査）	<省略>	消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（水張検査）	<省略>
消防法第11条の2第1項の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（水圧検査）	<省略>	消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（水圧検査）	<省略>
消防法第11条の2第1項の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（基礎・地盤検査）	<省略>	消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（基礎・地盤検査）	<省略>
消防法第11条の2第1項の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（溶接部検査）	<省略>	消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（溶接部検査）	<省略>
消防法第11条の2第1項の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（岩盤タンク検査）	<省略>	消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更許可に伴う完成検査前検査手数料（岩盤タンク検査）	<省略>
消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは	1件につき 320,000円、	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは	1件につき 310,000円、

蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く）の保安検査手数料	5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき460,000円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき750,000円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき1,020,000円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき1,300,000円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき3,150,000円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき3,870,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき4,460,000円	蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く）の保安検査手数料	5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき430,000円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき720,000円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき960,000円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき1,210,000円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき2,950,000円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき3,620,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき4,170,000円
消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安検査手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40,000キロリットル未満のときは1件につき2,690,000円、40,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき3,230,000円、50,000キロリットル以上のときは1件につき4,830,000円	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安検査手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40,000キロリットル未満のときは1件につき2,660,000円、40,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき3,190,000円、50,000キロリットル以上のときは1件につき4,790,000円
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

備考 <省略>	備考 <省略>
---------	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。